有機合成薬品工業株式会社

弊社グリシンの段ボール箱(1 kg入り袋×20 個入り)販売に関する件

拝啓 貴社益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別なるお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおりご通知致しますので、ご理解の方、よろ しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 背景

弊社では、従来より、一部のお取引様(事業者様)に対し、弊社グリシンを 20 kg 単位(1 kg入り袋が 20 個入った状態の箱単位)でのみ販売をしております。

ところが、最近、一般消費者向けインターネット通販にて、弊社グリシンが 1 kg入り袋の状態で販売されているケースが散見され、実際に、1 kg入り袋を購入された一般消費者様より、弊社に対して様々なお問い合わせが来ている状況にあります。

弊社としましては、グリシンのユーザーとしては事業者様のみを想定しており、20 kg単位のものを 1 kg入り袋で小分けしているのは、あくまで事業者様がグリシンを使用される際の利便性を確保するためにすぎません。そのため、弊社グリシンが 1 kg入り袋の状態で市場に流通し、しかもそれが一般消費者様の手元に届くようなことは、弊社として全く想定しておらず、様々な問題が生じる可能性が否定できません。

例えば、弊社は、グリシンを販売するにあたり、食品表示法(旧食品衛生法)に基づく表示(賞味期限等)については20kg箱の外装に記載しており、単なる小分け用の1kg入り袋には記載しておりません。したがって、弊社グリシンを1kg入り袋の単位でそのまま個別に販売した場合には、食品表示法で求められる表示がなされないまま販売することになり、同法に違反することとなります。

また、弊社におけるグリシンの品質保証は、20 個入り段ボール箱で販売した場合を前提としており、1 kg入り袋を個別に販売した場合については一切考慮されておりません。そのため、1 kg入り袋を個別に販売することによりその流通過程で何らかの品質劣化が生じたとしても、弊社としては責任を負いかねるという事情があります。

なお、食品表示法の表示に関して、1 kg入り袋に直接ラベル貼付や印刷を施すといった対応は、当該 1kg 入り袋がそのような対応を想定したものではないため、ラベル等の成分がグリシンの品質に影響を及ぼし、また、印刷の過程で 1kg 入り袋が変質する等の可能性があり、適切ではありません。

2. 弊社としての対応方針

弊社としては、上記のような食品表示法の表示義務に違反し、また、一般消費者様に様々な問題の生ずる可能性のある状況を放置すれば、弊社製品の品質に疑義を持たれかねず、ひいては、お取引様(事業者様)にご迷惑を掛ける事態ともなりかねないため、これを放置することはできないと考えております。そのため、弊社は、1kg入り袋の状態で弊社グリシンが市場に流通することのないよう、この問題に厳正に対処する方針です。

弊社としましては、弊社グリシンに対するお取引様からの長年の信用を維持するとともに、引き続きご愛顧頂けるような環境を目指してまいりますので、ご理解の方、重ねてお願い申し上げます。

以上

本件お問い合わせ先 アミノ酸本部 03-3664-3982